

議案第 75 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關
する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定
する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關
する条例

(かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
第 1 条 かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成
17 年かすみがうら市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 2 条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市
条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「同条同項」を「同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

（かすみがうら市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで若しくは」を「第16条各号又は」に、「場合には」を「ときは」に改める。

（かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）第20条第1項及び第4項、第20条の2第2号（旧給与条例第21条第5項及び第24条第8項において準用する場合を含む。）、第21条第1項及び第2項第1号並びに第24条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。